

平成31年 第3回洞爺湖町農業委員会会議録

招集年月日	平成31年3月26日					
招集の場所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開会・閉会 日時及び宣言	開会	平成31年3月26日 午後1時30分			議長 京谷 常美	
	閉会	平成31年3月26日 午後2時30分			議長 京谷 常美	
応招委員及び 出席並びに 欠席委員 出席 14名 欠席 0名 ○=出席 ×=欠席	議席番号	氏名	出席	議席番号	氏名	出席
	1	青山 晴重	○	10	小山 隆顕	○
	2	平尾 博	○	11	小林 忍	○
	3	澤田 英雄	○	12	星 博明	○
	4	堤 寛	○	13	村上 正弘	○
	5	原田 尚一	○	14	京谷 常美	○
	6	塩野谷幸一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	中川 俊司	○			
	9	西岡 正雄	○			
会議録署名委員	1番	青山 晴重		2番	平尾 博	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片岸 昭弘		事務局員 八子 和行		事務局員 村上 友和	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (H31.3.26)

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、平成 31 年第 3 回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
	議長	本日の出席委員は 14 名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程 1 会議録署名委員	議長	日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、1 番の青山晴重委員及び 2 番の平尾博委員にお願いいたします。
日程 2 会期の決定	議長	次に、日程第 2 会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。
	議長	異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日といたします。
日程 3 議案 1	議長	次に、日程第 3 議事に入ります。
	議長	議案第 1 号「合意解約通知の成立状況」の件の内 1 番を議題といたします。
	事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立しており特段の通知等は必要ないと考えます。
	議長	ご審議方よろしくお願いたします。 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑、ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「合意解約通知の成立状況」の件の内 1 番は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「合意解約通知の成立状況」の件の内 1 番は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 1 号「合意解約通知の成立状況」の件の内 2 番を議題といたします。
	事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立しており特段の通知等は必要ないと考えます。
	議長	ご審議方よろしくお願いたします。 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑、ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「合意解約通知の成立状況」の件の内 2 番は、可と決定してよろしいでしょうか。

議 事 の 経 過 (H31.3.26)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 2	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「合意解約通知の成立状況」の件の内 2 番は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。
		会議規則第 10 条の規定により、 XXXXXXXXXX が除席の対象となります。暫時休憩いたします。
		休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。
	議長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました西岡委員長より調査結果の報告をお願いします。
	西岡委員長	3 月 1 2 日に、私と青山委員、堤委員、事務局と申請者及び測量会社の方で現地調査をいたしました。何ら問題ないということで判断しております。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	10 番委員	農地の使用貸借ということですが、この後、宅地に転用した後は、もう農地法は関わらなくなるということですか。
	事務局長	はい、宅地としての使用貸借となります。 ただ、5 条の許可が必要になります。 法務局では建物が建った後でないと、宅地に地目変更ができませんので、建設後に地目変更をしていただくこととなります。
10 番委員	わかりました。	
議長	他に、質疑はございませんか。	
議長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。	
議長	異議なしと認めます。よって議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件は、可と決定いたします。	
議長	XXXXXXXXXX が復席しますので、暫時、休憩いたします。	
議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。	
議案 3	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件の内、1 番から 3 番の件を、議題といたします。
	事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明)
		以上の申請内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。

議 事 の 経 過 (H31.3.26)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 4	議長	ご審議方よろしくお願ひいたします。 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	質疑、ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件の内、1 番から 3 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第 3 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件の内、1 番から 3 番の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件の内、4 番の件を、議題といたします。
	議長	会議規則第 10 条の規定により、 XXXXXXXXXX が除席の対象となります。暫時休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願ひます。
	事務局長	（議案朗読により、説明） 以上の申請内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。 ご審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	10 番委員	総括表では、公簿、現況いずれも「田」となっているのですが、説明では、「畑」と説明してました、どちらですか。
	事務局長	転作畑なので、公簿上では「田」です。 ただし、実際には採草畑となっております。 譲渡人が牛を飼っていたので、こういう形で草地があるということです。
	7 番委員	まだ、小屋はありましたか。
	事務局長	あります。基礎の無い牛舎のようなものですね。
	議長	他に、質疑はございませんか。 質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件の内、4 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
議長	異議なしと認めます。よって議案第 3 号「農用地利用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件の内、4 番の件は、可と決定いたします。	
議長	XXXXXXXXXX が復席しますので、暫時、休憩いたします。	
議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。	
議長	次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の件の内、2 番から 6 番の件を、議題といたします。	

議 事 の 経 過 (H31.3.26)

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案 5	議長 事務局長	<p>事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明)</p> <p>以上の申請内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。</p>
	議長	<p>説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑、ございませんか。</p>
	議長	<p>質疑が無いようですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内、2 番から 6 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内、2 番から 6 番の件は、可と決定いたします。</p>
	議長	<p>次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内、1 番の件を、議題といたします。</p>
	議長	<p>会議規則第 10 条の規定により、[] が除席の対象となります。暫時休憩いたします。</p>
	議長	<p>休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。</p>
	事務局長	<p>(議案朗読により、説明)</p> <p>以上の申請内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。</p>
	議長	<p>説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 質疑、ございませんか。</p>
	議長	<p>質疑が無いようですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内、1 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内、1 番の件は、可と決定いたします。</p>
	議長	<p>[] が復席しますので、暫時、休憩いたします。</p>
	議長	<p>休憩前に戻りまして、会議を開きます。</p>
	議長	<p>次に、議案第 5 号「洞爺湖町農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、議題といたします。</p>
	議長	<p>会議規則第 10 条の規定により、[] が除席の対象となります。暫時休憩いたします。</p>
	議長	<p>休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。</p>

議 事 の 経 過 (H31.3.26)

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	質疑、ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第5号「洞爺湖町農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第5号「洞爺湖町農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件は、可と決定いたします。
	議長	■■■■■■■■■■が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
閉会	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。平成31年 第3回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。